

新川徳彦

Norihiko ARAKAWA

東京都下水道局制服のワッペン作り直し問題

—自治体CIのありかたに関する一考察

2009年4月10日、『読売新聞』朝刊がデザインに関連する興味深い問題を報じた。東京都下水道局が新しい制服に付けるために制作したシリコン製ワッペンのデザインが東京都のシンボルマーク使用に関する内規に違反していたためにワッペンを作り直し、そのための追加費用として約3,400万円を支出していたという件である。作り直される前のワッペンには下水道局の局名の下に水色の波線が加えられていたが、東京都のシンボルマーク使用規程によれば、都のシンボルマークと局名の組み合わせにそれ以外の要素を加えてはいけないとされているためにすでに制服への縫いつけが始まっていたワッペンを破棄し、正しいデザインのワッペンを制作し直したのである。しかしながら、報道によれば都の規程には例外が認められており水色の波線つきワッペンはそのまま用いるべきであり、作り直しのための支出が不当であるとされていた。本報道を後追いした他のメディアや大衆の反応も同様に税金の無駄遣いを指弾するものが大部分であった。他方でデザイン関係者からは、デザインのガイドラインは守られるべきものであり、修正のための支出もやむを得ないという意見も見られた。

1989年6月に制定された東京都のシンボルマークには、「東京都基本デザインマニュアル」「東京都基本デザイン清刷り・色票」「東京都アプリケーションデザインマニュアル」という使用規程書がある。それにもかかわらず、なぜ下水道局は規定に違反するデザインのワッペンをつくってしまったのだろうか。そして例外が認められているにもかかわらず、どのような経緯によって規程に沿ったデザインに修正することになったのだろうか。

2009年5月、本件支出に関して都議会議員(当時)が監査請求を行った。請求に基づき、下水道局長や担当職員に対する聞き取り調査が行われ、同年7月に監査報告書が出されている。報告書で明らかになったことのうち最も興味深い点は、2008年3月に外部コンサルタントによって提案された当初のワッペンデザインがマニュアルに沿ったものであったことである。同年4月、この正しいデザインが当時の下水道局局長の指示により水色の波線入りデザインに変更され、制服の製作が始まった。デザイン変更を指示した理由は、サイズがやや小さく、水道局との見分けが付きにくかったためだという。外部デザイナーに依頼する時間的余裕がなかったために、デザインは下水道局

福利系の職員が行った。2008年7月、下水道局長が交代する。同年11月に波線入りワッペンが付けられた制服の試作品を初めて目にした新局長は、これがCIマニュアルの規程に適合するかどうか疑問を抱き、関係局に確認するよう職員に指示。CI担当部局に問い合わせた職員は、波線入りのデザインが認められないとされたと判断し、やむを得ず規定に沿ったデザインでワッペンを作り直すことになったのである。

1989年に制定された東京都シンボルマークの規程は、それまでばらばらに用いられていたマークや部局名表記の書体を統一し、東京都の組織としての一体感を表すものであった。他方でこのようなCIの導入によって個々の部局のアイデンティティが分かりにくくなってしまったことは否めない。下水道局員の識別性を高めるという目的の下で行われた制服の改訂に際して、当時の局長がシンボルマーク入りワッペンのデザインの変更を求めた背景にはそのような事情があった。それでは、いったん作られてしまったワッペンに対して、デザインの規程はどこまで守られなければならなかったのか。作り直しのための支出は正当だったのか。東京都下水道局制服のワッペン作り直し問題の背景に、私たちは自治体CIのありかたやその規定をめぐって考慮すべき複雑な課題を見ることができよう。

1. はじめに

2009年4月10日、『読売新聞』は、東京都下水道局が新しい制服のために制作したワッペンが都のシンボルマーク使用に関する内規に違反しているとしてワッペンを作り直し、そのための追加費用として約3,400万円を支出していたことを報じた¹。作り直される前のワッペンには局名の下に水色の波線が加えられていたが、東京都のデザインマニュアル²では都のシンボルマークと局名以外の要素を加えてはいけないとされており、これを規定に従うデザインに修正したというのである。読売新聞による報道の論点は、都の規程には例外が認められており、ワッペンはそのまま用いるべきであり、追加で支出された費用が不当であるとするものであった。そして報道に対する世間一般の反応もまた税金の無駄遣いに対する批難が中心であった。他方で、本件がCI (Corporate Identity) にかかわるものであったことから、デザイン関係者の中には費用が掛かったとしてもマニュアルに沿ったデザインに修正されることは当然という見解も見られた。これら報道への応酬を見ると、本件は、デザイン、CIのありかたをめぐるメディアとデザイン関係者と大衆とが多様な見解を出し合ったという、興味深い事例のひとつといえよう。

東京都下水道局はなぜ規定違反のワッペンをつくってしまったのか。そしてどのような経緯で規程に沿ったデザインに修正することになったのか。2009年7月に出された都の監査報告書には誤ったデザインの決定と修正をめぐる経緯が詳細に記されている。本稿では、当時の報道と監査報告書を中心に誤ったデザインがなされた理由を探ると同時に、本件の背景にある東京都のシンボルマークの制定とその規程についても考察したい。

2. 東京都下水道局制服ワッペンの作り直し問題

発端は2009年4月10日であった。『読売新聞』朝刊に「制服ワッペン2万枚作り直し、3400万どぶ…都下水道局」という記事が掲載された。以下に要点を引用する。

東京都下水道局が昨年、制服に付ける都のシンボルマークを添えたワッペンを2万枚作製した

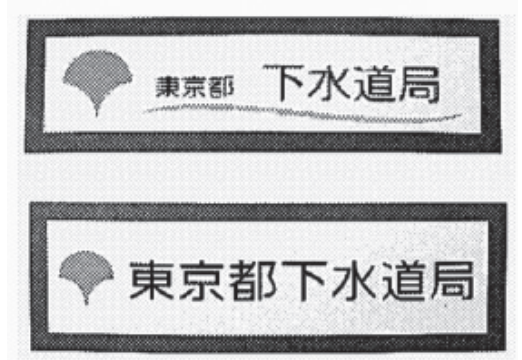


図1 規程に違反したワッペン(上)と、作り直されたワッペン(下)。『日本経済新聞』2009年4月10日、夕刊15頁から。

ところ、シンボルマーク使用に関する内規に反したとしてこれを使わず、新たに約3400万円をかけて、ワッペンを作り直していたことがわかった。

(中略)

ワッペン(縦2.5センチ、横8.5センチ)はシリコン製で、イチョウ形をした都シンボルマークの横に局名を記し、「水をきれいにするイメージを出したい」との願いを込め、その下に水色の波線(約5センチ)を添えることにした。職員が考察したものだった。

ところが、約2万枚のワッペンが完成し、一部は制服への縫い付け作業が始まった昨年11月に開いた局内の会議で、ワッペンのデザインが、シンボルマークの取り扱いについて定めた都の内規「基本デザインマニュアル」に抵触する疑いが浮上。内規には、マークの位置や文字との比率などが細かく記載されており、誤った使用例として「他の要素を加えない」と規定。同局では今回、この規定を厳格に解釈したという。ただ、この規定は例外も認めているが、同局では、波線部分を取り除いて作り直すことを決定。制服を含めた費用は当初、約2億1300万円だったが、新しいワッペンの作製費と縫い替えの費用として、約3400万円を追加支出した。

(以下略)³

2008年3月、東京都下水道局は制服(作業服・被服)の様式(制式)を1979年以来30年ぶりに改訂した。その際、悪質な訪問販売業者対策の意図もあり、それまでの制服にはなかったワッペンを取り付け、都のシンボルマークと局名を明示することになった⁴。しかし、制作が終わり制服への縫い付けが始まったワッペンにデザインされていた

都のシンボルマークの組み合わせが「基本デザインマニュアル」の規程に違反していることがわかり、これを規定に沿ったデザインに作り直したために約3,400万円の追加支出が生じたのである。

この報道を受け、同日の定例記者会見で石原慎太郎・東京都知事（当時）は次のようにコメントしている。

……これ、読売新聞に出てましたがね、下水道局のね、ワッペンをつくり直した。それで、今までの規格と違うっていうんでね、私は今度のほうがよっぽどいいと思うんだけどね。うん。余計なのが入ってる、うーん、これ、ちょっと千切ってきたけど。（※新聞の掲載記事を示しながら説明）下、下は今までの、上は今度の新しいデザイン。下に青い水が走っていたらね、東京の下水、きれいになって感じするし、イチヨウの葉っぱがあつていいじゃないか。そうしたら、ばかだね、どなたか偉い人がだね、こんなもんだめだと。規格じゃねえじゃねえか、つくり直させてんで、3,400万円かけてつくり直している。ばかじゃない、これほんとに。こういうたまげたこと、やっぱり役所つてのはあるんだね。うん。これはね、それで、その新しいデザインを勝手につくったつてんで、当事者は、えー、担当の部長と課長、いずれも当時を訓告処分としたと。⁵

本件は『読売新聞』は自社のスクープだったこともあり⁶、翌日の社説においても本件を「民間企業では考えられない出来事」として大きく取りあげている⁷。「誤字や意匠権の問題があるならともかく、何の実害もないのに3400万円かけて作り直すとは、税金の無駄遣いの極みだ」として、その主旨はいずれも4月10日の報道と同様、税金の無駄遣いを糾弾するものであった。同年夏の都議選を控えた6月にも『読売新聞』はふたたび「多額の無駄遣い」として本件を取り上げている⁸。

他メディアも石原都知事のコメントを引用し、税金の無駄遣いという点から本件を報道した⁹。その結果「都には130件もの苦情や意見が殺到した」という¹⁰。新聞投書欄にも「都の税金の無駄遣いに怒りを感じる」という掲載された¹¹。世論の反応も多くはこれを無駄な支出として批難するものであった。

他方でデザイナー、デザインに関わる人びとに

はまた異なる反応が見られた。たとえば広告評論家の天野祐吉氏は「こんなことに税金を使われるのは、都民にとって迷惑千万だ」としながらも、デザインのガイドラインを守ることは当然のことという。

（前略）石原さんは、水色の破線が入ったワッペンを見て、「むしろいいデザインだ」なんてホメている。それだったら、高いお金をかけてデザインのガイドラインを決めた意味がないではないか。それが許されるなら、交通局は線路の模様を、財務局はそろばんの模様を、建設局はトンカチの模様を、みんな勝手にワッペンに入ればいいのだ。

これは勝手な想像だが、水色の線を入れた下水道局の人は、たぶんそんなガイドラインがあるのを知らなかったのだろう。そういう意味で、石原さんが局の幹部に「もっとガイドラインの徹底をはかれ」と叱るのならわかる。が、バカよばかりするのは、どんなもんだらう。（後略）¹²

『読売新聞』の報道では、「都のマニュアルは『あくまで基本を示すもので例外もありえる』とされていることが繰り返し強調されている。それゆえに、規定に沿ったデザインに変更するための支出が無駄遣いだとするのである。はたして都のシンボルマークには厳密に守らなければならない規程であったのか、それとも例外も許容されるものだったのか。次節では東京都のシンボルマーク制定の経緯と、デザインマニュアルについて考察する。

3. 東京都シンボルマークの制定

東京都の紋章（図2）は1889年（明治22年）12月に東京市会で東京市の紋章として決定されたもので、昭和18年の東京都制施行の際に市から受け継いだ。紋章の意匠は「『日本東京』ニシテ、意匠ハ日輪ヲ中心トシテ光芒六方ニ放射ス、即チ六合ニ光被スル 皇都東京ノ雄渾ナル都風ヲ明快ニ象徴セルモノ」¹³、すなわち「東京の発展を願い、太陽を中心に6方に光が放たれているさまを表し、日本の中心としての東京を象徴して」¹⁴いる。

他方で東京都は紋章の制定から100年になる



図2 東京都紋章



図3 東京都シンボルマーク

1989年(平成元年)に新たにシンボルマークを制定した(図3)。シンボルマークのデザイナーはレイ吉村(XICO)。意匠は「東京都の頭文字『T』を中央に秘め、三つの同じ円弧で構成したものであり、色彩は鮮やかな緑色を基本とするもので、「これからの東京都の躍動、繁栄、潤い、安らぎを表現」している¹⁵。

東京都のシンボルマークはデザイナー10名および2社に対する指名コンペにより、提出された20点の中から選ばれた。シンボルマーク制定の経緯の概略は以下の通りである¹⁶。

1986年(昭和61年)11月に「東京都イメージ統合(CI)計画調査研究会」が「東京都のCI」を報告。これを踏まえて都政モニター、都職員、デザイン専門家449人を対象として「東京都のCIに関する調査」を行い、その内容を翌87年(昭和62年)3月に発表した。それによれば、「建物・施設、都庁の機能や職員を総称したイメージは『古く、暗く、堅く、狭い』『お役所、お役人』となり、あまり芳しくないイメージが大半を占め」たという。その結果をふまえ「都庁と東京を含めた東京都の総合的なイメージの確立が求められ」たほか、1991年(平成3年)の新宿新庁舎への移転を前に「都は都庁舎の新宿移転を契機として、CIを導入し、新しい都庁のイメージ、東京のイメージを計画的で統一的に確立していこうということになった」のである。

1988年8月、河野鷹思を委員長とする「東京都シンボルマーク選考委員会」が発足。「高い能力を持ったデザイナーの中から」10名及び2法人を選び、シンボルマーク・デザインの指名コンペが行われた。指名の基準は「公的なマークを依頼された実績のあるデザイナー」「近年、有名なCIのマークを多く手がけているデザイナー」「国際的活躍をしている著名な外国人デザイナー」であった。指名されたのは、五十嵐威暢、勝井三雄、上条喬

久、亀倉雄策、田中一光、永井一正、広橋桂子、福田繁雄、アラン・フレッチャー、松永真、XICO(レイ吉村)、ランドー・アソシエイツインターナショナルリミテッドであった(ランドー・アソシエイツは指名を辞退している¹⁷)。制作期間は3ヵ月。1988年11月に10名及び1社の制作した20点の作品が提出された。応募作品に類似のマークがないかどうかの調査を経て、1989年1月に都の広報誌を含む各種メディアを通じて都民投票を呼びかけた。選考委員会は都民投票の結果を参考にしつつ、「マークの持つ造形の美しさや独自性、色彩、展開、機能性などについて議論を重ね」、1989年3月末にXICOが制作した作品を選んだ¹⁸。選定理由を要約すると「だれにでも描ける形でありながら、東京都の躍動感、繁栄、潤い、安らぎなどの要素をよく表している」「鮮やかな緑色は、都民提言やモニター調査でも最も支持された色彩のひとつ」「日本の家紋に通じた展開システム」「湧き出るような造形からは都庁が果たすべき役割を感じとることができる」「小さく表示した場合でも遠距離からも視認性が高い」「単一の円弧で構成され、左右対称。複雑な指示がなくても容易に描ける」ということであった。そして1989年6月1日、新しいシンボルマークが正式に告示された。自治体での本格的なCI導入は東京都が初めてだったという¹⁹。

シンボルマークの使用方法については制定後の1989年6月21日に設置された「東京都デザインアップ委員会」によって議論され、同年9月に基本デザイン要素について、その意図と使用方法を解説した「東京都基本デザインマニュアル」と「東京都基本デザイン清刷り・色票」が発行された。また、1992年3月にはシンボルマークを印刷物、事務用品、車両などに使用する際の基準である「東京都アプリケーションデザインマニュアル」が、発行されている。

下水道局がワッペンを作り直した問題について『読売新聞』記事で言及されていたのが、これらのマニュアルである。下水道局が制作したワッペンは、本来の規程について2つの点で違反していた。ひとつは水色の波線を加えたことである(図4)。もうひとつは、ワッペンに示された「東京都」の文字の大きさが「70%までが基準であるが、ワッペンでは50%程度しかない」点である。これは許容範囲ということだが²⁰、通常であれば清刷(図5)のまま使用することが当然であろう。

他の要素を加えない

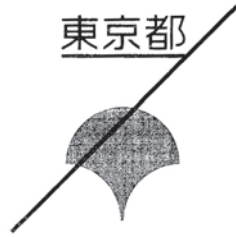


図4 「他の要素を加えない」(『東京都基本デザインマニュアル』37頁)。

東京都養育院
東京都中央卸売市場
東京都交通局
東京都水道局
東京都下水道局
東京消防庁
東京都教育庁

図5 「局名ロゴタイプ一覧」(『東京都基本デザインマニュアル』5頁から抜粋)。

報道では「都のマニュアルは『あくまで基本を示すもので例外もありえる』とされている。じっさい『東京都基本デザインマニュアル』の扉ページには、「使用における約束事については、あくまで基本とするもので、場合によっては例外もありえることは否めません。ただし、新しい東京都のイメージを統一し、効果的に伝達するため、できるだけこのマニュアルによって使用してください」と書かれている²¹。この記述は近年の企業のCIマニュアル、規程と比較すると非常にしびりがゆるく感じられよう。

規定に反したデザインのワッペンにおいても、シンボルマークやロゴタイプには清刷が使われているので、下水道局の担当者が「基本デザインマニュアル」の存在を知らなかったとは考えられない。それでは、こうしたマニュアルが存在するにもかかわらず下水道局がワッペンをデザインする際に誤った使いかたをしたのはなぜなのだろうか。そして例外もあり得るとされているにもかかわらず、多額の支出をしてまで規定に沿ったデザインに作り直されたのはなぜなのだろうか。次節では、東京都監査委員会の報告書によってその経緯を考察する。

4. なぜ規定違反のワッペンがつけられたのか

報道によれば規定に違反したワッペンのデザインは「『水をきれいにするイメージを出したい』との願いを込め、その下に水色の波線(約5センチ)を添え」たもので、「職員が考案したものだった」²²。下水道局で制式の改訂にあたった担当者は、なにゆえにオリジナルデザインのワッペンをつくったのだろうか。天野祐吉氏が書いたように「水色の線を入れた下水道局の人は、たぶんそんなガイドラインがあるのを知らなかったのだろうか」。そうだとすれば、どのような経緯で規定に沿ったデザインに修正することになったのだろうか。

東京都下水道局が制服に付けるワッペンを作り直した問題で、2009年5月26日付で東京都議(当時)が費用の返還を求める住民監査請求を提出した。同年7月に出された監査結果では、元都議の請求は棄却された。その結果の是非はさておき、監査結果の報告書には誤ったデザインの決定をめぐる詳細な事情が書かれていてとても興味深い。ワッペンのデザインの経緯を要約すると以下の通りである。

- ①制服に局名ワッペンを付けるのは今回が初めてである。
- ②当初提案されたワッペンのデザインは『基本デザインマニュアル』の規程に沿ったものであった。
- ③前局長の指示により、マニュアルの規程に反する波線入りデザインのワッペンが制作された。
- ④新局長の指示により、マニュアルの規程に適合するデザインに作り直された。
- ⑤下水道局の担当者は④の段階で都のCI担当部局に照会しているが、波線入りが許容されるとの判断は得なかった。

監査報告書で明らかになったことのうち、最も興味深い点は当初のデザインがマニュアルに沿ったものであったことである。いったんはCIマニュアルの規程に沿ったデザインであったにもかかわらず、規程に反するオリジナルのデザインがつけられてしまったのだ。担当者は決してデザインについて無知であったがゆえに水色の波線を添えたデザインをつくったわけではない。監査報告書に示された本件の経緯をみると、新聞報道からは分からなかった東京都のCIが抱えるひとつの問題

が垣間見える。

下水道局でそれまで使用されていた制服（作業服・被服）の様式（制式）は1979年（昭和54年）に定められたもので、下水道局を示すワッペンは貼り付けられていなかった。この制式が2008年（平成20年）3月、30年ぶりに改定された²³。

改定の目的は

- ①局職員としての識別性の向上
- ②下水道局に対するイメージの向上
- ③作業における安全性の向上

の3点である。

とくに①に関しては悪質な訪問販売業者対策の意図も含まれており、制服にワッペンを付けて都のシンボルマークと局名を明示することになった²⁴。

制式を全面的に見直すために、専門のコンサルタントを入れて検討した結果、平成20年3月末までに、当該コンサルタントの提案を踏まえて、都のシンボルマークに、漢字の「東京都下水道局」のロゴタイプ及び当該漢字ロゴタイプの上部に英字の「BUREAU OF SEWERAGE」のロゴタイプをあしらったデザインのワッペン（縦：19mm、横：65mm。以下「当初ワッペン」という。）を作業服等に縫い付けることとなった。²⁵

このときのワッペンはCIマニュアルに適合していた²⁶。

同年4月下旬、当時の局長からワッペンデザイン改善の指示があり、「下水道局」の文字の下に波線が入ったデザインが提案される。

このときのワッペンのデザインは、都のシンボルマークに、漢字でやや小さめの「東京都」のロゴタイプ、及び若干のスペースを空けて、漢字の「下水道局」のロゴタイプ並びに両ロゴタイプの下辺に汚水を浄化し清浄な水に戻す下水道のイメージを表す空色の波線をあしらったもの（縦：24.7mm、横：84.5mm。以下「波線付きワッペン」という。）であった。²⁷

同年5月に制服の制作が発注された。ワッペン変更の指示を行った局長は6月末に退職し、7月には新局長が就任する。

11月、制服の試作品ができ、周知用ポスター案

が作成された。制服に局名を示すことが初めてであるため、ポスター案ではワッペンが強調された。ここで、新局長がワッペンのデザインが変更になったことに気づき、波線入りのワッペンがマニュアルの規程に適合するかどうか、関係局に確認するよう指示をした。

担当者は都のCI管理担当局に照会し、波線入りのデザインが「認められない」との心証を得た。これを受けて当初は波線の塗りつぶしや²⁸、ワッペン自体の除去も検討されたが、制服改定の当初意図——下水道局職員の識別性の向上——にたちかえり、規定に則ったデザインで作り直すこととなったのである。

このときのワッペンのデザインは、都のシンボルマークと、漢字の「東京都下水道局」のロゴタイプを組み合わせたもの（縦：28.7mm、横：88.5mm。以下「変更後ワッペン」という）であった。²⁹

当初はマニュアルに適合していたワッペンのデザインは、なぜ波線入りに変更されたのだろうか。前局長は次のように説明している。

当初、本PT〔プロジェクト・チーム〕で検討した結果、平成20年3月末に示された当初ワッペンのデザインは、いささかサイズが小さく、水道局との見分けも付きにくいと、4月下旬に、本件職員部長に対して、このままでは「東京都下の水道局」と読まれてしまうため、もっと局名を大きくし、下水道局とはつきり分かるようにする旨、指示をした。³⁰

担当職員部長は次のように述べている。

平成20年4月下旬に、本件前局長から、「局名を大きく」、「下水道局とわかるように」との指示があり、本件前労務課長に指示したところ、3つほど案が示されたので、波線入りのものを選んだ。デザインについて直接同課長に指示はしていないと思う。本件前局長からの指示であり、契約手続の期限が迫っていて急いでいたこともあって、選んだ案を本件前局長にだけ説明するよう指示した。³¹

契約発注が目前に迫っていたために、外部にデ

デザイン案の検討を依頼する時間的余裕がなく、波線入りデザインを考えたのは下水道局福利系の職員であった。

平成20年4月下旬に、本件職員部長から、当初ワッペンが小さくてよく見えないと本件前局長が述べている旨を言われたので、拡大して大きくしたものを同部長に持っていったところ、「これでは水道局と見間違えるのもっと工夫しなさい。」と言われた。

そこで、福利系の全員で考えた波線付きのものを本件前労務課長と一緒に改めて同部長に持っていったところ、「良い」ということになったので、同課長と一緒に本件前局長のところに行つて、波線付きのものを示したところ、「よく考え、いろいろ工夫してくれたね。」と言われた。³²

それでは、波線入りデザインがマニュアルの規程に適合しているかどうかの検討はなされたのだろうか。担当者の証言によれば、十分な検討がなされたとは言えない。

下水道局のCI(Corporate Identity)は総務部広報サービス課の所掌事項であり、CIにかかることを労務課だけで決めてよいかどうか懸念があったので、本件前局長の了解を得た後、本件広報サービス課長に、波線付きワッペンに変更になった旨を説明し、新たなデザインを示した。これが本件マニュアルに適合しないのであれば、同課長から指摘があるものと考えたが、その後も特に指摘がなかったため、本件マニュアルにも適合しているものと考えた。当時すでに本件PTは解散していたので、本件広報サービス課長には本件PTのメンバーとしてではなく、CI担当の課長としてワッペンのデザイン変更の旨を説明した。問題が指摘された場合や当初から問題があると思っていれば自分でも調べていた。³³

2008年7月に就任した新局長は、同年11月に周知用ポスターを見て初めてワッペンのデザインが変更になっていたことを知り、波線付きワッペンのデザインがマニュアルに適合するかどうかを関係局に確認するよう、下水道局総務部広報サービス課に指示した。照会を受けた東京都広報広聴部広報企画担当課長は、これが事前相談だと思い、



図6 東京都水道局の制服ワッペン（東京都水道局のホームページから）。

マニュアルの「誤りやすい使用例」に相当するため可能であれば修正を検討して欲しいと回答した³⁴。この回答について、下水道局の担当者は「本件マニュアルは遵守すべきものだと心証を得」て、関係者に報告した結果、規定に沿ったデザインに変更するための各種検討が行われた。しかしながら、素材の性質上出来上がったワッペンに修正を加えることが困難であったことと、後日にルール違反を指摘されて修正することになった場合のコストを鑑みて、ワッペン自体を作り直すことになったのである³⁵。

以上が、ワッペンデザインが変更になったことの顛末である。

波線入りのワッペンは下水道局の担当者（福利係）がデザインしたわけだが、監査報告書にあるとおり、単なる思いつきでこれができあがったわけではない。新聞報道にあったような『水をきれいにするイメージを出したい』との願いを込め……はあくまでも表現上の問題であり、デザイン変更の本質ではない。問題はすなわち、「水道局との見分けが付きにくい」という点にあり、付け足された水色の波線、「東京都」と「下水道局」の文字サイズの違いはこの課題に対する担当者なりのひとつのデザイン上の解であったことがこれらの証言から分かる。

制式の改訂において「下水道局職員の識別性の向上」を意図した場合、CIマニュアルに適合したワッペンではたしてどれほどの人が「水道局」と「下水道局」を見分けることができるであろうか。たとえば当時、本件に言及したウェブログをネットで検索すると、ニュース記事をコピーした部分は「下水道局」となっているにもかかわらず、本文では「水道局」と誤記しているものが多数見られた。

東京都水道局は下水道局に先立つ2007年（平成19年）に制服を改定し、やはり識別性の向上を意

図してワッペンを導入している(図6)。下水道局の前局長がこのワッペンを事前に目にしていたとしたら、そのデザインを水道局と差別化したかったという意図そのものは十分に理解できよう。

5. 結語

規定に違反したデザインのワッペンがつくられた理由は、下水道局としての識別性を高めるためであった。しかし、結果的にマニュアルの規程に違反することとなってしまった。後任の下水道局長の意を受けた担当者は規程を守らなければいけないと考え、ワッペンを規定に沿ったデザインに戻すことになったが、すでに制服の制作が始まっていたために、変更には多大な支出を要することになってしまった。この費用を考えた場合、はたしてCIデザインの規程はどこまで守られなければならなかったのか。

問題の発端は、前局長が規定通りのデザインでは下水道局の識別性が不十分であると考えた点にある。そして本件の経緯を見ると、制服に局名ワッペンを付けるという決定も、波線入りデザインへの変更も、それを正しいデザインに修正したことも、すべては局員の識別性の向上という課題への対応という点で一貫している。東京都のCIとその規程はそのような課題に 대응するものであったのか。CIの策定において組織の一体化を前面に出したために、個々の部局のアイデンティティ——とくに現業部門のそれ——が分かりづらくなってしまったのではないのか。

本件を報じた新聞記事の主旨は公費支出に関する問題提起であり、世論の反応はデザイン関係者の意識との乖離を明らかにした。他方でワッペン問題が生じた背景に、私たちはCIのありかたに関する複雑な課題を見ることができよう。

注

- 1 『読売新聞』2009年4月10日、朝刊37頁。
- 2 『東京都基本デザインマニュアル』東京都情報連絡室CI推進事務局、1989年9月。
- 3 『読売新聞』2009年4月10日、朝刊37頁。
- 4 『下水道局における作業服等の購入にかかる契約の変更に伴う費用の支出を裁量権の逸脱であるとしてその返還を求める住民監査請求の監査結果について』東京都監査事務局、2009年7月 (<http://www.kansa.metro.tokyo.jp/PDF/08jumin/21jumin/21jumin01.pdf>、2010年4月28日20:00閲覧) (以下『監査報告書』とする)、7～8頁。

- 5 「石原知事定例記者会見録」2009年4月10日、<http://www.metro.tokyo.jp/GOVERNOR/KAIKEN/TEXT/2009/090410.htm> (2009年12月15日17:20閲覧)。下水道局長は減給処分となり(『読売新聞』2009年4月18日)、担当部長と課長の訓告処分は「重大なミスではなかった」として取り消されている(同、2009年4月25日、朝刊30頁)。なお後日取り消された幹部への訓告処分の理由は「規定に違反したワッペンを作ったこと」で、下水道局長への新たな減給処分の理由は「ワッペンの作り直しを指示し無駄な支出をしたこと」である。
- 6 訓告処分のため、本件は都の公表対象ではなかった。『読売新聞』2009年4月12日、朝刊36頁参照。
- 7 「都のワッペン お役所世界の滑稽な非常識」『読売新聞』2009年4月11日、朝刊3頁。
- 8 「09都議選 都政の課題⑤ 巨大官庁 税金感覚まひ」『読売新聞』2009年6月20日、朝刊33頁。
- 9 「ワッペン作り直し『バカだね』 石原知事、職員処分へ」『朝日新聞』2009年4月11日、朝刊37頁。「バカじゃないか、これ ワッペン作り直し 石原知事 発言から」『朝日新聞』2009年4月14日、朝刊26頁。「減俸処分、当たり前だ ワッペン作り直し 石原知事 発言から」『朝日新聞』2009年4月24日、朝刊26頁。「都知事『バカじゃねえか』 ワッペン作り直し問題」『日本経済新聞』2009年4月11日、朝刊39頁。
- 10 『読売新聞』2009年6月20日、朝刊33頁。
- 11 『朝日新聞』2009年4月22日、朝刊16頁。
- 12 「CM天気図」『朝日新聞』2009年4月16日、朝刊15頁。
- 13 「東京都紋章制定ニ関スル件」昭和18年11月8日 次長通牒官文発第574号。
- 14 「都の紋章・花・木・鳥—東京都」<http://www.metro.tokyo.jp/PROFILE/mon.htm> (2015年10月15日、13:10閲覧)。
- 15 同上。なお、このシンボルマークは俗に「イチョウマーク」と呼ばれているが、イチョウをデザインしたものではない。
- 16 特筆のない場合、引用の出典は『ヒューマン・ネットワーク 東京 東京都CI開発の記録』東京都情報連絡室、1992年4月。
- 17 「ランドーアソシエイツ取締役川田一元氏——自治体自らの改革必要(サロン)」『日経産業新聞』1988年7月16日、9頁。
- 18 XICOのシンボルマーク案は都民投票では5位だった。
- 19 「東京都が自治体CIの口火『イメージ』から『運動』へ」『朝日新聞』1988年7月2日、朝刊4頁。
- 20 『監査報告書』20頁。
- 21 『東京都基本デザインマニュアル』東京都情報連絡室CI推進事務局、1989年9月。
- 22 『読売新聞』2009年4月10日、朝刊37頁。
- 23 東京都にCIが制定されたのは1989年(平成元年)なので、20年目にして初めて下水道局の制服にCIが導入されたことになる。
- 24 『監査報告書』7～8頁。
- 25 『監査報告書』10～11頁。
- 26 『監査報告書』15頁。
- 27 『監査報告書』11頁。
- 28 天野祐吉氏は「CM天気図」で「……うちの奥さんなんかは『もったいない。下水道局の人たちがみんな、自分のワッペンの青い線を消せばいいんじゃない?』と言っている。それって名案かもしれないよ、石原さん。」と書いている(『朝日新聞』2009年4月16日朝刊15頁)が、そのような「名案」もまじめに検討されていた。ただ、ワッペンはシリコン製のために、ペンキで塗りつぶすことが不可能だったという(『監査報告書』23頁)。
- 29 『監査報告書』12頁。
- 30 『監査報告書』15頁。
- 31 『監査報告書』15頁。
- 32 『監査報告書』16頁。
- 33 『監査報告書』16頁。
- 34 『監査報告書』18頁。
- 35 『監査報告書』19～23頁。